

平 戸 市 監 査 公 表 第 162-3 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 5 月 17 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

農業委員会事務局

第 3 監査の期間

令和 3 年 4 月 14 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指導事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：農業委員会事務局】

| 区 分 | 内 容 | 措 置 |
|------|--|--|
| 指導事項 | <p>1. 全国農業新聞の購読料取りまとめ事務について (指摘内容)</p> <p>全国農業新聞の購読料については、平戸市準公金等取扱事務処理要領第9条の規定に基づき、準公金の取扱いに準じて市内購読者分を市が取りまとめ、県の農業会議に送金している。</p> <p>出納書類について、購読料の口座振替分の収入荷がなく、支出荷には明細を明らかにする証拠書類が添付されていなかった。また、通帳残高がどの購読者のものか分からなかったため、適正な書類整備に努められたい。併せて、事務の効率化についても検討されたい。</p> | <p>(措置内容)</p> <p>令和4年4月から、収入、支出荷に明細を明らかにする書類等や通帳(写)を添付するように改善しました。</p> <p>また、購読料についても、農協から郵便局に振込金融機関を変更し、手数料が掛からない措置をするなど効率化に努めています。</p> |
| 指導事項 | <p>2. 出納員領収付印の申請について (指摘内容)</p> <p>出納員領収付印を改刻した場合などは、平戸市公印規則第6条第1項の規定により「公印調製(改刻)(廃棄)申請書」を、市長に提出するようになっているが平成25年度以降の提出がされていないため、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>(措置内容)</p> <p>平戸市公印規則第6条第1項に基づき、平戸市出納員領収付印について、令和4年3月31日付けで公印廃棄、4月1日付けで公印新調の申請を提出し、適正な事務処理を行いました。</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>意見</p> | <p>1. 現況証明書について (指摘内容)</p> <p>現況証明書は、農地法第4条第1項(転用)及び第5条第1項(権利移動+転用)の許可を受け、転用許可目的に従って転用された土地について発行する証明書であるが、令和2年度に証明を行った様式では、農地の現況について「上記のとおり相違ないことを確認したので証明します。」との記載になっていた。</p> <p>農地であった箇所が山林化するなど、既に農地としての機能を有していないことについては、農業委員会で調査し判断できるが、現況が宅地や雑種地などについては農業委員会では判断できないと思われる。</p> <p>そのため、証明書の記載事項としては、「上記の土地は、現況が農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。」と記載するなど様式の見直しを検討されたい。</p> | <p>(措置内容)</p> <p>現況証明書については、現況証明願の内容に沿うように様式の見直しに努めます。</p> <p>※農地法第4条第1項(転用)及び第5条第1項(権利移動+転用)の許可を受けた案件は、許可指令番号及び許可年月日、転用目的などを確認し「上記のとおり相違ないことを確認したので証明します。」と記載する。</p> <p>※非農地化(山林等)した土地については、申請内容に「農地法第2条第1項の規定による農地に該当しないことを証明願います。」と記載し、非農地通知書発行年月日などを確認し、「上記のとおり相違ないことを確認したので証明します。」と記載する。</p> |
| <p>意見</p> | <p>2 農地利用最適化推進委員について (指摘内容)</p> <p>農地利用最適化推進委員は、農業委員会総会に毎年度6回程度出席を要請されているが、欠席が多い委員が散見された。各委員の事情もあったと思うが、農地の現地調査などに支障が出ていなかったのか検証されたい。</p> | <p>(措置内容)</p> <p>令和3年度において、農地利用最適化推進委員の農業委員会総会の出席率は63.1%であったが、審議案件の現地確認においては、83%の出席率となっている。</p> <p>また、農地利用状況調査では、各委員に地区を割り当てており、全員が調査を実施しておりますので支障は出ておりません。</p> |

| | | |
|-----------|---|--|
| <p>意見</p> | <p>3. ドローンの活用について (指摘内容)</p> <p>令和元年度に、ドローンを使った農地利用状況調査が1地区で試行されており、従来の調査方法と比較し、現地調査時間が約7分の1に短縮されていた。</p> <p>現地に赴くまでもなく、動画をよく確認することで精度の高い現況地目の確認ができ、効率化を図ることが実証され、今後ドローンの活用が期待される場所である。</p> | <p>(措置内容)</p> <p>農地利用状況調査においては、委員等が目視して調査することが基本となっており、農地の周辺も含めた農地の判定を行っております。</p> <p>ドローンを使った調査においては、精度も高く、効率化を図ることができると思いますが、委託経費等が掛かるなど、課題もあることから、今後は、他地域（ドローンを活用している地域）の状況も踏まえて検討していきます。</p> |
|-----------|---|--|